

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2005-522783

(P2005-522783A)

(43) 公表日 平成17年7月28日(2005.7.28)

(51) Int.C1.⁷
G06F 13/00
G06F 3/14
// H04N 7/173

F 1
G06F 13/00 550A
G06F 3/14 310C
H04N 7/173 640A

テーマコード(参考)

5B069

5C064

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 14 頁)

(21) 出願番号 特願2003-584951 (P2003-584951)
(86) (22) 出願日 平成15年4月2日 (2003.4.2)
(85) 翻訳文提出日 平成16年10月4日 (2004.10.4)
(86) 國際出願番号 PCT/US2003/010057
(87) 國際公開番号 WO2003/088083
(87) 國際公開日 平成15年10月23日 (2003.10.23)
(31) 優先権主張番号 60/370,522
(32) 優先日 平成14年4月5日 (2002.4.5)
(33) 優先権主張国 米国(US)

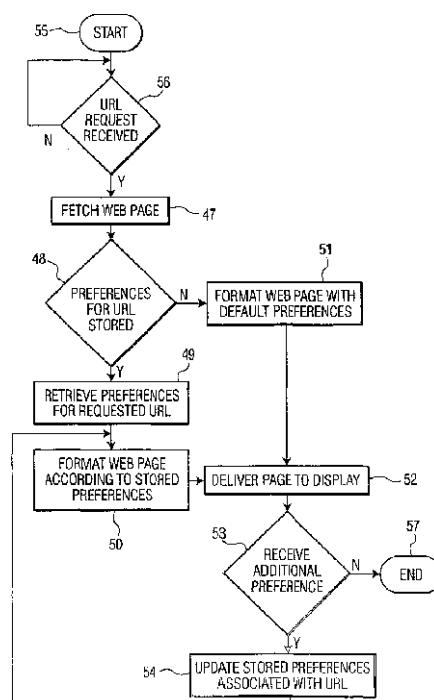
(71) 出願人 501263810
トムソン ライセンシング ソシエテ ア
ノニム
Thomson Licensing S
.A.
フランス国、エフー92100 プロー
ニュ ビヤンクール、ケ アルフォンス
ル ガロ、46番地
(74) 代理人 100070150
弁理士 伊東 忠彦
(74) 代理人 100091214
弁理士 大貫 進介
(74) 代理人 100107766
弁理士 伊東 忠重

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】設定保存機能を有するブラウザ

(57) 【要約】

ウェブブラウザは、お気に入り又は履歴のURLに関連付けてフォーマット嗜好を格納するよう構成され、それにより、そのURLへの要求を受信すると、ウェブページがフェッチされ、関連付けられる格納されたフォーマット嗜好と共に表示される。本発明は、ユーザが様々なウェブサイトに対し様々な好適なフォーマットを有し得るテレビジョン画面、携帯電話機、及び携帯情報端末といった最高条件の解像度ではないディスプレイにおいて特に有用である。



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

プラウザを用いて電子情報を通信する方法であって、
a . 前記プラウザをディスプレイ装置において起動させる段階と、
b . 前記プラウザにおいてURLを指定することによってウェブページにアクセスする段階と、
c . 前記URLに対する保存された嗜好設定を、メモリから取出しする段階と、
d . 前記取出しされた嗜好設定を、前記ウェブページに適用する段階と、
e . 前記ウェブページを前記プラウザ上で表示する段階と、
を含む方法。

10

【請求項 2】

前記保存された嗜好設定は、テキスト及び／又はグラフィックス設定である請求項1記載の方法。

【請求項 3】

前記ウェブページは、テレビジョン画面、携帯電話機、及び携帯情報端末から選択されるコンピュータモニタ以外のディスプレイ上に表示される請求項1記載の方法。

【請求項 4】

前記URLは、前記ウェブブラウザにおけるアドレスボックスフィールド内に前記URLを入力することによって、ハイパーリンク上をクリックすることによって、又は、格納されたリストからお気に入り又はブックマークを選択することによって、前記ブラウザにおいて指定される請求項1記載の方法。

20

【請求項 5】

ウェブページに対しユーザが好むフォーマットを用いて前記ウェブページを表示する方法であって、

a . 表示されるウェブページに対するフォーマットセレクションを受信すると、前記フォーマットセレクションを前記表示されるウェブページに対するURLに関連付けて格納する段階と、

b . 同じURLへの次の要求を受信すると、前記URLに対する前に選択されたフォーマットを取出しする段階と、

c . 前記前に選択されたフォーマットを用いて前記ウェブページを表示する段階と、
を含む方法。

30

【請求項 6】

前記フォーマットは、テキスト及びグラフィックスのサイジングである請求項5記載の方法。

【請求項 7】

前記ウェブページは、テレビジョン画面、携帯電話機、及び携帯情報端末から選択されるコンピュータモニタ以外のディスプレイ上に表示される請求項6記載の方法。

【請求項 8】

前記同じURLへの前記要求は、ユーザが異なるウェブページにおけるハイパーリンク上をクリックすることによって、ユーザがウェブブラウザにおけるアドレスボックス内に前記URLを入力することによって、又は、ユーザが格納されたリストからお気に入り又はブックマークを選択することによって得られる請求項5記載の方法。

40

【請求項 9】

前に選択されたフォーマットは、履歴レジストリにおける対応するURL、及び／又は、お気に入りレジストリにおける対応するURLに関連付けられて格納される請求項5記載の方法。

【請求項 10】

前に選択されたフォーマットは、履歴レジストリにおける対応するURL、及び／又は、お気に入りレジストリにおける対応するURLに関連付けられて格納される請求項5記載の方法。

50

【請求項 1 1】

ウェブページに対する要求を処理するシステムであって、

- a . URL要求を受信すると、ウェブページをフェッチする手段と、
- b . 前記フェッチされたウェブページに対するフォーマット嗜好を受信する手段と、
- c . 前記受信した前記フェッチされたウェブページに対するフォーマット嗜好を、前記対応するURLに関連付けて格納する手段と、
- d . 同じURLへの次のオープン要求を受信すると、前記フォーマット嗜好を取出しし、前記フォーマット嗜好と共に前記対応するウェブページを供給する手段と、
を含むシステム。

【請求項 1 2】

前記フォーマット嗜好は、テキスト嗜好及び／又はグラフィックス嗜好である請求項7記載のシステム。

【請求項 1 3】

マイクロプロセッサ、アプリケーションプログラム、記憶装置、及びI/O部品を含む請求項7記載のシステム。

【請求項 1 4】

テレビジョン画面、携帯電話機ディスプレイ、及び携帯情報端末ディスプレイから選択されるディスプレイを含む請求項9記載のシステム。

【請求項 1 5】

ウェブブラウザをディスプレイに供給する手段と、

ユーザセレクションを受信する手段と、
対応するURLに関連付けられる格納されたユーザ嗜好に応じてウェブページをフォーマット化する手段を有する請求項7記載のシステム。

【請求項 1 6】

ウェブページに対しユーザが好むフォーマットを用いて前記ウェブページを表示するためにコンピュータ可読媒体上に具現化されるコンピュータプログラムであって、

a . 表示されるウェブページに対するフォーマットセレクションを受信し、前記フォーマットセレクションを前記表示されるウェブページに対するURLに関連付けて格納するためのコードセグメントと、

b . 同じURLへの次の要求を受信し、前記URLに対する前に選択されたフォーマットを取出しするためのコードセグメントと、

c . 前記前に選択されたフォーマットを用いて前記ウェブページを表示するためのコードセグメントと、
を含むプログラム。

【請求項 1 7】

前記フォーマットセレクションを受信するためのコードセグメントは、前記フォーマットセレクションを一次メモリ内に格納する請求項15記載のコンピュータプログラム。

【請求項 1 8】

前記フォーマットセレクションを受信するためのコードセグメントは、前記フォーマットセレクションを二次メモリ内に格納する請求項15記載のコンピュータプログラム。

【請求項 1 9】

前記フォーマットセレクションを受信するためのコードセグメントは、前記フォーマットセレクションを、履歴レジストリにおける対応するURL、及び／又は、お気に入りレジストリにおける対応するURLに関連付けて格納する請求項15記載のコンピュータプログラム。

【請求項 2 0】

前記同じURLへの次の要求を受信するコードセグメントは、前記次の要求を、ユーザが異なるウェブページにおけるハイパーリンク上をクリックすることによって、ウェブブラウザにおけるアドレスボックス内に前記URLを入力することによって、又は、格納されたリストからお気に入り又はブックマークを選択することによって受信する請求項15

10

20

30

40

50

記載のコンピュータプログラム。

【請求項 21】

前記フォーマットセレクションのうちの1つは、テキストサイズである請求項15記載のコンピュータプログラム。

【発明の詳細な説明】

【発明の詳細な説明】

【0001】

[発明の属する技術分野]

本発明は、ウェブブラウザの分野に関わり、特に、例えば、テレビジョンディスプレイといったコンピュータモニタより低い解像度を有するディスプレイと共に用いるウェブブラウザに係る。

【0002】

[背景技術]

放送信号を受信し、テレビ受像機用の表示信号を生成するシステムは、それが実際の受像機の上又はテレビジョン以外の任意の他の場所又はテレビ受像機自体の中に置かれてもいなくても、セットトップボックスとして知られている。セットトップボックスは、デジタル衛星テレビジョン放送、ケーブルテレビジョン放送、コミュニティアンテナサービス、ダイアルアップ、ケーブル、或いはDSLインターネットサービス、又はこれらの組合せのために現在利用可能である。

【0003】

ウェブTV(We b TV)の商標で以前販売され、現在、MSN TVビューアとして販売されるセットトップボックスと、トムソン社によって製造され、ディレクトTV(Direct TV)の商標で販売されるセットトップボックスは共に、インターネットを介してウェブページを受信し、そのウェブページをテレビジョン画面上に表示させるようにする表示信号を生成するウェブブラウザを有する。

【0004】

従来のコンピュータモニタと共に使用する従来のウェブブラウザは、ユーザが、メモリ内にURLとして識別されるページを保存することを可能にする「お気に入り」、「お気に入りの場所」、及び「ブックマーク」機能を有し、更に、レジスタ内にURLの形で最近にアクセスした(「訪れた」)ウェブページを自動的に保存する「履歴」機能も有する。ユーザは、履歴機能にどれくらいのメモリを割当てたいのかに依存して、履歴機能を様々なレベルに設定することができる。従来のウェブブラウザは更に、「テキストサイズ」設定も有し、この設定では、ユーザは、例えば、最小、小、標準、中、大、最大のテキストサイズといった様々なテキストサイズのオプションから選択することができ、これらのオプションは、オリジナルのウェブページ設計に含まれるサイズと比較してウェブページにおけるテキストサイズを増加する又は減少するよう機能する。この例では、最小は、オリジナルサイズの50%に対応し、小は、オリジナルサイズの75%に対応し、標準は、オリジナルサイズの100%に対応し、大は、オリジナルサイズの125%に対応し、最大は、オリジナルサイズの150%に対応し得る。ユーザがテキストサイズセレクションを変更した後、訪れる全てのウェブページは、そのページに対し設計されたサイズに比べて減少された又は増加されたテキストサイズで表示される。

【0005】

テレビジョン画面上で視聴するためにセットトップボックスによって生成されるウェブブラウザでは、テキストサイズオプションとグラフィックサイズオプションは通常与えられ、従って、ユーザは、そのページにおけるオリジナルの設計に対して、グラフィックサイズを増加したり減少したりすることができる。カラーといった他のビュイングオプションも、一部のブラウザでは利用可能であり得る。

【0006】

テレビジョン画面は、一般的に、コンピュータモニタより低い解像度を有するので、また、ユーザは、一般的に、テレビジョン画面からコンピュータモニタよりも離れているの

10

20

30

40

50

で、テレビジョン上に表示されるウェブブラウザを使用するユーザは、一部のページを読むことができるようするために、テキストサイズ及び／又はグラフィックサイズオプションを増加するよう選択する傾向がある。一部のページについては、ユーザは、テキストサイズを125%増加する必要があるであろうし、また、他のウェブページについては、異なる拡大縮小比がより良い場合もあるであろう。

【0007】

ウェブページ設計及びフォーマットには統一性がないので、セットトップボックスのユーザは、テキスト、グラフィック、及び他のオプションを、非常に頻繁に、あるときには見ているページそれぞれについて変更する必要があり得る。テレビジョン画面用のウェブブラウザは、一般的に、このようなオプション変更のためにユーザフレンドリであり、というのは、このオプション変更はよく使われるからである。しかし、そのようなオプションを頻繁に再調整することは、追加の処置と追加の時間を必要とする。10

【0008】

例えば、携帯電話機及び携帯情報端末といったコンピュータモニタより低い解像度を有するディスプレイ画面を有する他の装置にも、よく似た問題が発生する。

【0009】

コンピュータ画面以外のディスプレイ上のテキストサイズの問題を解決しようと幾つかの試みがある。例えば、現在のウェブサイトHTTP://www.Dynalab.comは、コンピュータから携帯電話機まで様々な装置上で用いることのできるウィンドウズ（登録商標）、マッキントッシュ、ユニックス、及びリナックスプラットホームのための中国語、日本語、及び韓国語（CJK）ビットマップ、トゥルータイプ（TrueType）、ATM、及びポストスクリプトフォントを提供する。20

【0010】

しかし、いずれも見ているページ毎にテキスト、グラフィックス、及び他のオプションを頻繁に再調整する必要があるという問題を解決していない。

【0011】

本発明は、再度訪れたウェブサイトについてビューアオプションの調節を繰り返す必要を低減することを目的とする。

【0012】

[発明の開示]

この目的、及び、以下の開示及び図面から明らかとなる他の目的は、本発明によって達成される。本発明は、1つの面において、ウェブページに対する要求を処理するシステムであって、このシステムは、URL要求を受信するとウェブページをフェッチする手段と、フェッチされたウェブページに対するフォーマット嗜好を受信する手段と、受信したフェッチされたウェブページに対するフォーマット嗜好を、対応するURLに関連付けて格納する手段と、同じURLへの次のオープン要求を受信すると、フォーマット嗜好を取出しし、フォーマット嗜好と共に対応するウェブページを供給する手段を含む。1つの好適な実施例は、セットトップボックスであり、これは、お気に入り又はブックマークエントリ及び履歴エントリと共に、ビューアオプションセレクションを格納する。

【0013】

別の面において、本発明は、ウェブブラウザを用いて電子情報を通信する方法であって、この方法は、ブラウザをディスプレイ装置において起動させる段階と、ウェブページにアクセスする段階と、そのウェブページに対する任意のユーザ嗜好設定を受信する段階と、その嗜好設定をウェブページに適用する段階と、その嗜好設定と共にウェブページを表示する段階と、そのウェブページURLを嗜好設定と関連付けてメモリレジスタ内に格納する段階と、ウェブページの次のアクセスの際に、関連付けられる嗜好設定を取出しし関連付けられる嗜好設定をウェブページに適用する段階を有する。

【0014】

本発明の別の面は、ウェブページに対しユーザが好むフォーマットを用いてウェブページを表示する方法であって、この方法は、表示されるウェブページに対するフォーマット40

10

20

30

40

50

セレクションを受信すると、フォーマットセレクションを表示されるウェブページに対するURLに関連付けて格納する段階と、同じURLへの次の要求を受信すると、そのURLに対する前に選択されたフォーマットを取り出しうる段階と、前に選択されたフォーマットを用いてウェブページを表示する段階を含む。

【0015】

ウェブページアドレスは、お気に入りレジスタ内にお気に入りとして格納されるか、又は、履歴レジスタ内に前に見られたページとして格納される。いずれの場合においてもユーザによって選択された最後の設定を相互参照する。

【0016】

設定の好適なタイプは、グラフィックス及びテキストである。しかし、カラーや他の設定も使用し得る。全てのユーザによって選択された視聴設定は、前に視聴されたウェブページに対して、お気に入り、ブックマーク、履歴、又は任意の他のメモリレジスタ内に、URLと関連付けられて格納され、このことは、当該のウェブページへのアクセスを速くする。

【0017】

本発明の別の面は、ウェブページ生成機能と、ユーザが選択したお気に入り及び／又は前に視聴したウェブページのログをメモリ内に格納し、お気に入り及び前に視聴したページに対する任意のユーザ選択フォーマット嗜好を格納し、お気に入り及び前に視聴したページのそれぞれに対する任意のフォーマット嗜好選択を格納する容量を有するフォーマット嗜好選択機能を有する任意の装置である。ユーザが、あるウェブページを前に視聴していなければ、そのウェブページは、デフォルトのフォーマットで表示される。ユーザが、ブラウザによって生成されたお気に入り又はブックマークリストから、また、ユーザがフォーマット嗜好を選択していない又は前に選択された嗜好を変更していないお気に入りのログからお気に入りを選択すると、ウェブページは、デフォルトのフォーマットで表示される。ユーザがあるページを、そのURLが履歴ログに格納されるのに十分なほど最近に視聴した場合、最近に選択された嗜好のセットが格納され、そのウェブページが視聴されるときには取出しされる。

【0018】

一部の場合において、デフォルトの嗜好のセットは、ウェブページのハイパーテキスト転送プロトコル又他のプロトコルにおける最初の情報とは異なる場合がある。例えば、ウェブページは、一部のテキストについては8ポイントのフォントで設計され、別のテキストについては16ポイントのフォントで設計されている場合がある。ウェブブラウザが、拡大又は縮小機能を作動させない場合、ウェブページは、これらのフォントサイズで表示される。しかし、一部のウェブブラウザは、ユーザ大域的変更オプションを有する。ユーザが、テキストサイズを2倍にするよう大域的変更選択を行っている場合、新しいデフォルトは、200%テキスト拡大機能を含み得、従って、8ポイントフォントは、今度は、16ポイントで表示され、16ポイントは32ポイントで表示される。そのような場合、これらの16及び32ポイントフォントは、ユーザが、特定のページに対しテキスト縮小又はテキスト拡大を選択しない限り表示される。この場合、本発明では、その特定のURLに対し選択されたサイズ調整は、そのウェブページがそのウェブブラウザ上で再度アクセスされた場合に使用するためにレジスタ内に格納される。

【0019】

装置は、テレビ受像機の外部にあるセットトップボックス又はテレビ受像機内に内蔵される機能、又は、ウェブブラウザを有するハンドヘルド式装置、又は、携帯電話機、又は、ウェブブラウザを表示可能な任意の他の装置であることが可能である。本発明は、ウェブページ設計者がそのウェブページを最適化させるコンピュータモニタより低い解像度を有するディスプレイ画面を有する装置に特に有用である。当然ながら、本発明は、ウェブブラウザが、お気に入りのウェブページのログ又はレジスタ又は他のタイプのメモリ、及び／又は、前に訪れたページの履歴を格納する容量を有するときに、最も有用である。

【発明を実施するための最良の形態】

10

20

30

40

50

【0020】

理解を容易にするために、図面に共通する同じ構成要素を示すために、可能な場所には同じ参照番号を用いている。

【0021】

最初に図1を参照するに、ディスプレイ画面12を有するテレビジョン11と、セットトップボックス13と、遠隔コントローラ14を含むシステム10を示す。テレビジョン信号15とインターネット接続16は、ブロードバンドソースに接続される単ケーブルTV接続であることが可能である。

【0022】

図2は、システムの一部の構成要素を示し、TVチューナ17、オペレーティングシステム18、ウェブブラウザプログラムといった1つ以上のアプリケーションプログラム19、及びプログラムデータ20を含む。このシステムは、マイクロプロセッサ21、一次メモリ22、二次メモリ23、及び様々なI/O部品24を含む。2次メモリ23は、ハードディスク、フロッピー(登録商標)ディスク、書き込み可能なコンパクトディスク或いはDVD、EEPROM(電気的消去可能プログラム可能読み出し専用メモリ)といったプログラム可能メモリを含み得る。I/O部品は、遠隔コントローラ14、ビデオ/オーディオ出力、ネットワークインターフェース、テレビジョン信号入力ポート、衛星放送受信機、及び、携帯電話アンテナ等を含み得る。このシステムは、ディスプレイ用のウェブページを生成するよう使用される任意のシステムであることが可能であるが、特に、コンピュータ画面が一般的に有するよりも低い解像度を有するディスプレイと共に使用することが有用である。

10

20

30

40

【0023】

図3は、テレビジョン画面12(図1)上に表示されるウェブブラウザであり、ここでは、ウェブページ27のURLアドレス26は、http://www.cnn.comである。ウェブブラウザは、デフォルトのテキスト28とデフォルトのグラフィック29のサイジングでウェブページを表示する。テキストサイジングアイコン30が、標準サイズアイコン31をその中に有して表示される。グラフィックスサイジングアイコン32は、拡大鏡のアイコンであり、標準グラフィックサイズアイコン33がその中に表示される。アイコン31及び33は、それぞれ、アイコン30及び32のそれぞれの上部の3つの円によって表される3つのライトを有する。以下に説明するように、これら3つのライトの状態は、現在のサイズの設定を示す。例示的に、1つ又は2つのライトが点灯していて、例えば、アイコン30である対応するボタンが押されると、もう1つライトが点灯する。3つ全てのライトが点灯していて、対応するボタンが押されると、1つのライトのみが点灯し続ける。或いは、3つのライトは、3つ以上の状態を示し得る。即ち、全て消灯される、1つが点灯して他の2つは消灯される(どのライトが点灯するかに依存して全体で3つの状態)、2つが点灯して残りの1つは消灯される(3つの状態)、及び全て消灯される、を示し得る。各状態が異なるサイズに割当てられることが可能である。他のボタンは、戻る34、リフレッシュ35、ホーム36、閉じる37、シャッフルウィンドウ38、続き39、及びTVへ40を含む。ツールと称するボタン41は、ブラウザコントールを隠す又は表示するよう用いられる。

【0024】

図4は、図3と同じ図であるが、テキストアイコン30がユーザによってトグルされ、それによりテキストサイズアイコン31は、テキストサイズが再度拡大縮小され、ブラウザ内に表示されるテキスト42は、図3に表示したテキストサイズ28の150%であることを示す。テキストが標準サイズのとき、1つのライトが点灯し、テキスト倍率が125%のとき、2つのライトが点灯し、テキスト倍率が150%のとき、アイコン31における3つのライトは全てボタン30上で点灯される。図4では、テキストは、図3によけるよりも読み易いが、ユーザは、ページのリフォーマッティングは、小さいテキストよりも悪いことを発見し得る。「ON CNN TV」という表題は、テキストが拡大されたバージョンでは、改行されるが、標準バージョンでは改行されない。様々な拡大レベルは

50

、ユーザに柔軟性を与える。

【0025】

図5は、テレビジョン画面上に表示されるウェブブラウザを示すが、このウェブページのURLアドレス26は、`http://www.audiusa.com`であり、また、このウェブブラウザは、デフォルトテキストサイズ28とグラフィック41のサイジングでこのウェブページを表示する。テキストアイコン30は、増加又は減少のないことを示すアイコン31を有し、グラフィックスアイコン32は、増加又は減少のないことを示すアイコン33を有する。即ち、1つのライトのみが点灯される。図5では、特定のテキスト28は、グラフィックスを用いて作成され、読み取ることができない。ボタン30を使ってテキストサイズを増加しても、このようなテキスト28に対しては、テキストサイズは増加されない。しかし、図6では、グラフィックスが、ボタン32を用いてトグルされ、それにより、図6において28として示す領域を含むグラフィックス領域が増加され、従って、グラフィカルテキスト28は読むことができるようになる。
10

【0026】

図4と比較した図3、図6と比較した図5は、2つのウェブページの例と、ウェブブラウザツール及びアイコン、又は、ウェブブラウザの他のタイプ及びスタイルのプルダウンメニューを用いたテキスト及びグラフィックスのサイズ調整の方法を示すが、これらの図面は、特定のページについてのテキスト及び／又はグラフィックス設定が格納されて、最後に見たときにユーザによってテキスト及び／又はグラフィックス設定が調整されなければならなかったウェブサイトを再度訪れるときに、その設定が自動的に取出しされ、そのページに適用されるという本発明の特徴は説明しない。1URLあたりのこのような設定を、RAMといった一次メモリに格納し得るが、これらの設定を、EEPROMといった2次メモリに格納し、それにより、設定が、セットトップボックスをオフにしてからオンにした後でも取出しすることができるようになることが好適である。
20

【0027】

実際には、ユーザは、特定のウェブページを再度訪れるのではなく、URLによって識別されるウェブサイトを再度訪れる。例えば、URLは、`http://www.cnn.com`、`http://www.audiusa.com`、又は登録サービスによって登録される何百万ものURLのうちの任意のものであり得る。例えば、お気に入り又はブックマークメニューから格納されたお気に入りを選択することによって、URLをタイプして入力することによって、又は、URLへのリンク上をクリックすることによって、任意の方法によってユーザによってウェブサイトが選択されると、実際のウェブページは、前回のそのウェブサイトへの訪問とは異なる場合があり得る。`www.CNN.com`といったニュースサイトでは、ウェブページは、一日のうちにたくさん回数変更され得る。しかし、特定のURL、即ち、ウェブサイトに対するテキストサイズ及びグラフィックスサイジング及び他のフォーマッティング特徴は、一般的に、長期間同じであり得る。この現象によって、まさに本発明は有用となり、というのは、保存されるフォーマット嗜好は、一般的に、特定のウェブページにおけるウェブページコンテンツの変更に関係なく、再度訪れたURLに対してフォーマットを好適なレベルに調整するからである。言い換えると、特定のウェブサイトにおけるウェブページにおけるテキストサイズとグラフィックスサイズが、最初にユーザがそのページをアクセスしたときに、小さすぎる場合、テキストサイズ及びグラフィックスサイズは、次にユーザによってそのウェブサイトがアクセスされるときも小さすぎる可能性が高い。
30

【0028】

図7は、処理のフローチャートであり、セットトップボックス又はウェブブラウザソフトウェアを実行する他の装置による判断段階56において決定されるようにURL要求が受信される段階55にて開始する。URL要求を受信すると、対応するウェブページのフェッチ47が行われる。URLは、お気に入り又はブックマーク上をクリックすること、別のウェブページ内のURL上をクリックすること、URLアドレスをタイプして入力すること、電子メール内のハイパーリンク上をクリックすること、又は、任意の他の知られ
40

10

20

30

40

50

ている或いは知られるようになる方法によって要求され得る。

【0029】

段階48で、そのURLについてのフォーマット嗜好が格納されていることが判断されると、そのURLに関連付けられる格納された嗜好が、段階49において取出しされ、段階50において、フェッチされたページは、この格納された嗜好に応じて表現される。格納された嗜好は、上述したように、ウェブブラウザの設計に依存して、テキストサイジング、グラフィックサイジング、又は、任意の多数の他のタイプの嗜好であり得る。要求されたURLに対して格納された嗜好がない場合、対応するウェブページがフェッチされ、サイズ調整なし又はユーザが全てのページについて選択した大域的なサイズ調整オプションであり得るデフォルトで表現される。表現されるページは、段階52において表示される。テキスト又はグラフィックに関する新しい嗜好が、段階53において受信されると、その特定のURLに対する嗜好は、段階54において、更新され、メモリ内に格納される。追加の嗜好がこの時点で受信されなければ、処理は、段階54において終了し、処理は、新しいURL又は同じURLが要求されたときに、段階55から開始する。或いは、ブラウザは、ユーザが、例えば、アドレスボックスに新しいURLを入力することによって、あるULRによってアドレス指定されるウェブサイトを離れることを決定したときに、そのURLについての嗜好を更新してもよい。

10

【0030】

本発明は、ウェブブラウザの特定のモードについて、2つのURLに関して、また、テキスト及びグラフィックスフォーマット特徴だけに関して、また、ウェブブラウザを有するテレビジョンだけに関して詳細に説明したが、本発明は、携帯電話機、携帯情報端末といった多くの他のタイプの装置及びビューリング画面上の表示のためにウェブサイトをアクセスする多くの他のタイプのシステムにも適用可能である。本発明は更に、多くの他のURL、他のフォーマットオプションや、例えば、サウンドレベル又はビデオ品質がユーザによって調整され得るオーディオ、ビデオ、写真、電子メール、及び他のオブジェクトを提供するウェブサイトといった他の装置にも適用可能である。更に、ウェブページは、インターネットに接続されるのではなくプライベートのhttpに基づくシステム内のインターネットから取出しされることも可能である。多くの他の代替例、変更例、及び改良点は、本発明の精神及び範囲から逸脱することなく当業者には容易に明らかとなろう。

20

【0031】

30

【関連出願への相互参照】

2002年4月5日に出願した仮特許出願番号60/370,522の優先権を主張する。

【画面の簡単な説明】

【0032】

【図1】ウェブブラウザを有するセットトップボックスを有する例示的なテレビジョンに基づくシステムを示す図である。

【図2】テレビジョンチューナ、及びセットトップボックスの幾つかの機能を含み、本発明に応じて機能するようプログラム可能な一般的なシステムを示すブロック図である。

40

【図3】デフォルトテキスト及びグラフィックのサイジングで特定の瞬間ににおいてURL http://www.cnn.comにて生成されるウェブページを示す例示的な画面表示を示す図である。

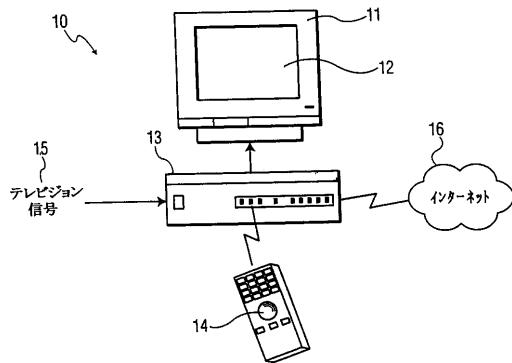
【図4】150%テキスト拡大した図1のウェブページの例示的な画面表示である。

【図5】デフォルトグラフィック倍率で特定の瞬間ににおいてURL http://www.audiusa.comにて生成されるウェブページを示す例示的な画面表示を示す図である。

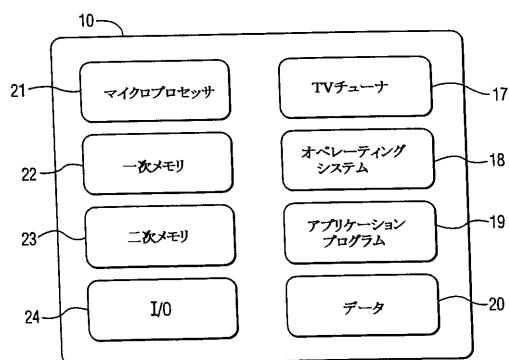
【図6】テキスト及びグラフィックスを含む150%全体拡大した図3のウェブページを示す図である。

【図7】本発明による好適な段階を説明するフローチャートである。

【図1】



【図2】



【図3】



FIG. 3

【図4】

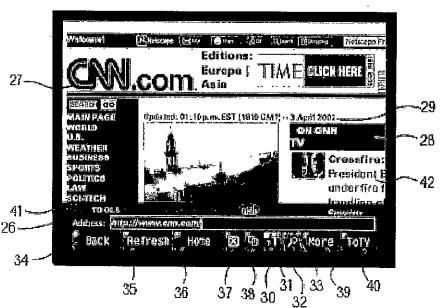


FIG. 4

【図6】

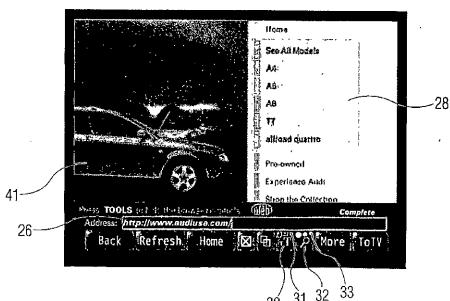
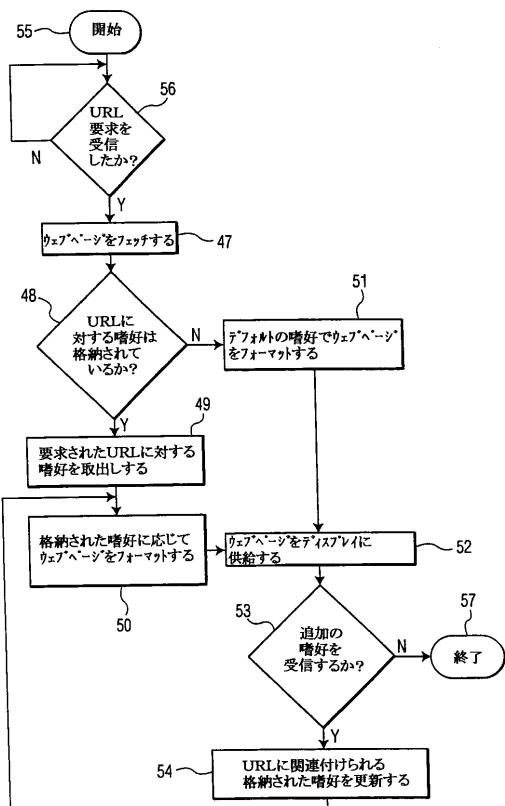


FIG. 6

【図7】



【国際調査報告】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No PCT/US 03/10057
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER IPC 7 G06F17/30		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) IPC 7 G06F		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic data base consulted during the International search (name of data base and, where practical, search terms used) PAJ, EPO-Internal, WPI Data, BIOSIS, COMPENDEX, EMBASE, INSPEC, IBM-TDB		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category *	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	PATENT ABSTRACTS OF JAPAN vol. 2000, no. 11, 3 January 2001 (2001-01-03) & JP 2000 222276 A (INTERNATL BUSINESS MACH CORP <IBM>), 11 August 2000 (2000-08-11) abstract & US 6 457 030 B1 (HILD STEFAN G ET AL) 24 September 2002 (2002-09-24) column 2, line 13 - line 47 column 4, line 5 - line 11 column 5, line 59 -column 7, line 9; figure 1A column 8, line 45 -column 10, line 47 ----	1-21 -/-
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of box C.		<input checked="" type="checkbox"/> Patent family members are listed in annex.
* Special categories of cited documents:		
A document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance		
E earlier document but published on or after the International filing date		
L document which may throw doubts on priority, claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)		
O document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means		
P document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed		
T later document published after the international filing date or priority date and not in contact with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention		
X document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone		
Y document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art.		
& document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the International search	Date of mailing of the International search report	
1 August 2003	11/08/2003	
Name and mailing address of the ISA European Patent Office, P.B. 5616 Patentlaan 2 NL - 2230 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Tx. 81 651 epo nl Fax: (+31-70) 340-3016	Authorized officer Sanandrés Ledesma, J	

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International Application No PCT/US 03/10057
C(Continuation) DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	EP 0 811 939 A (WEBTV NETWORKS INC) 10 December 1997 (1997-12-10) column 6, line 21 -column 8, line 34; figures 5-7 column 12, line 33 - line 50 ----	1-21
X	EP 1 100 022 A (FUJITSU LTD) 16 May 2001 (2001-05-16) paragraph '0001! - paragraph '0013! paragraph '0030! - paragraph '0080!; figures 8,9 ----	1-21
X	EP 0 944 009 A (NORTEL NETWORKS CORP) 22 September 1999 (1999-09-22) paragraph '0002! - paragraph '0004! paragraph '0028! - paragraph '0046!; figure 6A paragraph '0058! - paragraph '0060! ----	1
A	BICKMORE T ET AL: "WEB PAGE FILTERING AND RE-AUTHORING FOR MOBILE USERS" COMPUTER JOURNAL, OXFORD UNIVERSITY PRESS, SURREY, GB, vol. 42, no. 6, 1999, pages 534-546, XP000920338 ISSN: 0010-4620 the whole document -----	1-21

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No
PCT/US 03/10057

Patent document cited in search report		Publication date		Patent family member(s)	Publication date
JP 2000222276	A	11-08-2000	US	6457030 B1	24-09-2002
EP 0811939	A	10-12-1997	US	5918013 A	29-06-1999
			AU	3375197 A	05-01-1998
			EP	0811939 A2	10-12-1997
			JP	10228437 A	25-08-1998
			KR	274738 B1	15-12-2000
			US	6505232 B1	07-01-2003
			US	2001003823 A1	14-06-2001
			WO	9746943 A1	11-12-1997
			US	6023268 A	08-02-2000
			US	6230319 B1	08-05-2001
			US	6141693 A	31-10-2000
			US	2003014499 A1	16-01-2003
			US	6330606 B1	11-12-2001
			US	6311207 B1	30-10-2001
			US	6332157 B1	18-12-2001
			US	6259442 B1	10-07-2001
			US	6308222 B1	23-10-2001
			US	5940074 A	17-08-1999
			US	6073168 A	06-06-2000
			US	5935207 A	10-08-1999
			US	5996022 A	30-11-1999
			US	5974461 A	26-10-1999
			US	2002013812 A1	31-01-2002
EP 1100022	A	16-05-2001	JP	2001134610 A	18-05-2001
			EP	1100022 A1	16-05-2001
EP 0944009	A	22-09-1999	US	6219679 B1	17-04-2001
			EP	0944009 A2	22-09-1999

フロントページの続き

(81)指定国 AP(GH,GM,KE,LS,MW,MZ,SD,SL,SZ,TZ,UG,ZM,ZW),EA(AM,AZ,BY,KG,KZ,MD,RU,TJ,TM),EP(AT,BE,BG,CH,CY,CZ,DE,DK,EE,ES,FI,FR,GB,GR,HU,IE,IT,LU,MC,NL,PT,RO,SE,SI,SK,TR),OA(BF,BJ,CF,CG,CI,CM,GA,GN,GQ,GW,ML,MR,NE,SN,TD,TG),AE,AG,AL,AM,AT,AU,AZ,BA,BB,BG,BR,BY,BZ,CA,CH,CN,CO,CR,CU,CZ,DE,DK,DM,DZ,EC,EE,ES,FI,GB,GD,GE,GH,GM,HR,HU,ID,IL,IN,IS,JP,KE,KG,KP,KR,KZ,LC,LK,LR,LS,LT,LU,LV,MA,MD,MG,MK,MN,MW,MX,MZ,NI,NO,NZ,OM,PH,PL,PT,RO,RU,SC,SD,SE,SG,SK,SL,TJ,TM,TN,TR,TT,TZ,UA,UG,US,UZ,VC,VN,YU,ZA,ZM,ZW

(特許庁注：以下のものは登録商標)

マッキントッシュ
リナックス

(72)発明者 ケンダール,スコット,アラン

アメリカ合衆国,インディアナ州 46074,ウエストフィールド,マッキントッシュ・レーン
318

(72)発明者 トンプソン,ワンダ,グリーン

アメリカ合衆国,インディアナ州 46278,インディアナポリス,バーガソン・ドライブ 8
728

Fターム(参考) 5B069 AA01 BA01 BB16 FA03

5C064 BA07 BC16 BC20 BC23 BD01 BD08